

箕面市キャッシュレス決済ポイント還元業務委託 仕様書

1 業務名称

箕面市キャッシュレス決済ポイント還元業務

2 業務目的

物価高騰の影響を受けた生活者及び商業者に対し、キャッシュレス決済サービスによるポイント還元事業を実施することにより、家計負担が増えた生活者の消費の下支えを行うとともに、エネルギー価格の高騰等により経営に大きな影響を受けた市内中小企業者の消費喚起及びキャッシュレス決済の導入によるデジタル化の推進を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和5年6月30日まで

4 履行場所

箕面市内各店舗

5 業務の内容

(1) キャンペーン期間

キャンペーン期間は、令和5年4月1日から4月30日までの1ヶ月間とする。

※ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、キャンペーン期間を変更する
場合がある。

(2) 対象店舗

対象店舗は、選定するキャッシュレス決済サービスを導入する箕面市内店舗のうち、以下のいずれかに該当する店舗とする。

- ①中小企業基本法第2条の規定に基づく市内の中小企業者（コンビニ、スーパー、大手チェーン等は除く）
- ②令和5年1月31日時点で「小さなお店応援チケット」の利用可能店舗として参加していた店舗
- ③中小企業基本法第2条の規定に基づく市内の中小企業者で箕面商工会議所の会員
- ④その他前号に準ずるものとして箕面市長が認める店舗

(3) ポイント還元及び付与上限

ポイント還元率は、決済額の20%とする。ただし、期間中付与上限額は一人あたり5,000円相当とし、また、1決済あたりの付与上限額は1,000円相当とする。

(4) 対象外取引

以下の商品、サービス等に係る決済はポイント還元の対象外とすること。

- ①インターネット販売等、実店舗外での決済
- ②風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係る支払い（ただし、第1項の1号から3号は除く）
- ③公共施設の入場料等、公共料金及び納税に関する支払い
- ④有価証券、商品券、ビール券、図書券、官製はがき、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ⑤たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(5) 業務内容

①決済及びポイント還元に係る業務

- ・決済手段は、店舗が簡易にかつ安価に導入・利用でき、参加店舗数の増加が期待できるものであること。
- ・店舗への入金サイクルを可能な限り短くすること。
- ・利用者へのポイント還元期間を可能な限り短くすること。

②店舗への対応業務

- ・加盟店舗に対して、キャンペーンの概要を周知するとともに、参加の意思確認を行うこと。
- ・新規加盟店舗の開拓を積極的に行い、可能な限り短期間でキャンペーンに参加できるように対応すること。
- ・対象店舗であることが分かる店頭掲示物等の広報物を作成し、各対象店舗に配布すること。
- ・店舗からの問い合わせに対して、迅速に対応すること。
- ・店舗からの要望があれば、導入手続きについて個別に対応を行うこと。

③広報・問い合わせ対応業務

- ・市と協議のうえ、対象店舗に配付するチラシやポスター等の広報物を作成すること。なお、広報物のデザインは、キャンペーンの内容が分かりやすく、また、市が独自で行う施策であることが伝わるものにする。
- ・受託者のコンテンツを活用して、キャンペーン対象店舗を一般利用者に周知すること。
- ・効果的な告知方法（ホームページ、SNS等）により、広くキャンペーンや説明会の周知を図ること。なお、可能な限り事業専用ホームページを作成すること。

- ・一般の利用者等からの問い合わせ（利用方法等）に対して、円滑かつ誠実に対応すること。

④説明会等開催業務

- ・市内店舗のキャッシュレス化を進めるため、店舗に対し、キャッシュレス決済導入の経営上のメリットや利用方法等に関する説明会等を開催すること。なお、内容や会場については、市と協議のうえ、決定するものとする。

ただし、以下の日程については、必ず説明会を実施すること。（以下の日程については、会場の確保は市が行うものとする。下記時間は準備、片付け等の時間を含む。）

（１）令和５年２月２２日（水）午前９時から午後１０時

（２）令和５年２月２７日（月）午前９時から午後１０時

【会場：箕面文化・交流センター（箕面市箕面６－３－１）４階 会議室２】

- ・一般利用者に対し、スマホの使い方やキャッシュレス決済のメリット、利用方法などに関する説明会を開催すること。なお、内容や会場については、市と協議のうえ、決定するものとする。
- ・説明会等の参加が困難な事業者及び利用者に対しても、キャッシュレス決済のメリットや利用方法等を周知する工夫を行うこと。

⑤事業結果報告・分析業務

- ・キャンペーン期間中の利用状況等を調査し、１週間に１回以上の頻度で市に報告すること。
- ・キャンペーンにおける対象店舗数、利用者の属性、利用者数、業種及び日別の決済状況、決済利用回数など、事業の結果に関するデータの集計・分析を行い、実績報告書の提出時にデータ化した資料を添付すること。なお、提出を求めるデータの内容については、市と協議のうえ、決定するものとする。

⑥データの管理業務

- ・業務の遂行に伴って収集したデータは適正に管理し、個人情報の取扱いは厳正に行うこと。

⑦その他の必要な業務

- ・適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- ・事務局は全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。
- ・事務局は市との連携を密にすること。

6 その他

- (1) 受託者は委託期間中の業務系か内容全般を把握している担当者を置き、市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部もしくは一部を受注できない場合がある。
- (3) 受託者は本委託業務の実施に際して、仕様書に定める事項に疑義が生じた場合には、独自の判断あるいは従前の例によることなく、遅滞なく市と協議のうえ、対応を決定すること。
- (4) 発注者は、受託者に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。
- (5) 原則、本委託履行（納品物の納入を含む。）に際して、市が提供するもの以外の必要な費用はすべて受託者の負担とする。
- (6) 成果品については、箕面市に帰属するものとする。

7 支払い方法

- (1) 支払い方法は、業務完了後の一括支払いとし、請求書の提出を受けた請求日の属する月の翌月末までに一括で支払う。
- (2) ポイント原資に係る費用は、期間中に一般利用者に付与したポイント相当額と同額を、委託料とは別に負担金として支払うものとする。（ポイント原資分には消費税等は含めない。）